

令和6年8月26日

神戸市長 久元喜造様

神戸市監査委員	細川明子
同	大澤和士
同	福本富夫
同	菅野吉記

#### 神戸市内部統制評価報告書の審査意見の提出について

地方自治法第150条第5項の規定に基づき、同条第4項に規定する令和5年度神戸市内部統制評価報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を提出します。

## 目次

第 1	審査の種類	1
第 2	審査の対象	1
第 3	審査の着眼点	1
第 4	審査の実施内容	1
第 5	審査の期間	1
第 6	審査の結果	1
第 7	審査の結果の詳細	2

## 令和5年度神戸市内部統制評価報告書審査意見

地方自治法第150条第5項の規定に基づき、同条第4項に規定する令和5年度神戸市内部統制評価報告書の審査について、神戸市監査基準第7条第4号の規定により行ったので、次のとおり意見を提出する。

### 第1 審査の種類

- 1 審査の名称 令和5年度神戸市内部統制評価報告書審査
- 2 根拠法令 地方自治法第150条第5項

### 第2 審査の対象

令和5年度神戸市内部統制評価報告書及び附属資料（以下「報告書」という。）  
（内部統制対象事務：「財務に関する事務」及び「文書管理に関する事務」）

### 第3 審査の着眼点

監査委員による報告書の審査は、神戸市長が作成した報告書について、神戸市長による評価が評価手続に沿って適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備にあたるかどうかの判断が適切に行われているかを着眼点として審査をするものである。審査にあたっては、内部統制が有効に機能しているかどうかについて、特に意を用いるものとする。

### 第4 審査の実施内容

報告書について、神戸市長及び内部統制評価部局（以下「評価部局」という。）から報告を受け、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表、令和6年3月改定。以下「ガイドライン」という。）に準拠するとともに、神戸市監査基準及び監査委員が行うこととされている監査等において得られた知見に基づき審査を行った。

### 第5 審査の期間

令和6年6月3日～8月26日

### 第6 審査の結果

報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められる。

## 第7 審査の結果の詳細

### 1 評価手続に係る記載について

内部統制の不備が適時に把握され、早期に是正又は改善が行われることで行政執行の信頼に寄与することを目的として、ガイドラインの趣旨に基づき報告書に示された内部統制の評価手続に基づき、

- ① 内部統制の評価範囲に含まれるべき内部統制評価対象事務について網羅的に評価されているか、
- ② 評価項目に対応する内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか、
- ③ 評価が形骸化せず実効性を伴っているか、など、

長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたかという観点から、評価手続に係る記載について審査を行った。

#### (1) 全庁的な内部統制の評価手続について

ガイドラインに示された全庁的な内部統制の評価項目が、報告書に漏れなく記載され、全項目について評価を実施しているかを確認したところ、全項目において漏れなく記載され、全項目において評価が実施されていたことから、評価手続に係る記載は相当であると認められる。

#### (2) 業務レベルの内部統制の評価手続について

評価部局における内部統制の評価手続が、ガイドラインの趣旨に基づき報告書に示された評価手続に沿って適切に実施されたかどうかを確認したところ、適切に実施されていた。また、報告書の附属資料（33～34 ページ）「IV 内部統制の進捗等」に記載のとおり、前年度の審査意見を踏まえた取組の進捗についても確認できたことから、評価手続に係る記載は相当であると認められる。

### 2 評価結果に係る記載について

市長が評価の過程において把握した不備について、①重大な不備にあたるかどうかの判断を適切に行っているか、また、②是正された整備上の重大な不備がある場合には評価基準日までに是正されたかといった観点から、審査を実施した。

#### (1) 全庁的な内部統制の整備状況及び運用状況の評価結果について

全庁的な内部統制の各評価項目それぞれに対応する内部統制の整備状況についての評価結果は、「有効に整備・運用されていると判断できる」とされており、各評価項目において整備上及び運用上の不備が存在するとの記載はなかった。また、「全庁的な内部統制に関する新たな取組」及び「地方公営企業等における新たな取組等」として、内部統制の4つの目的を見据えて6つの基本的構成要素<sup>(注)</sup>ごとに取組が記載されていることから、評価結果に係る記載は、相当であると認められる。

#### (注) 内部統制の4つの目的と6つの基本的構成要素

内部統制の4つの目的とは、①業務の効率的かつ効果的な遂行、②報告の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全である。

また、6つの基本的構成要素とは、①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング（監視活動）、⑥ICT（情報通信技術）への対応であり、これらの構成要素が、経営管理の仕組みに組み込まれて一体となって機能することで、4つの目的が達成される。

## (2) 業務レベルの内部統制の整備状況及び運用状況の評価結果について

評価部局から提出されたリスク評価シートの内容を踏まえたうえで、当年度においてリスクが高いと判断された事務、監査等において把握されたリスク及び当年度に把握した過年度の不適切な事項等への対応、最終的に長が把握した内部統制の不備、及び重大な不備にあたるかどうかの判断が適切に行われているかについて確認した。また、長がリスク評価シートにより把握した不備について、監査委員において、不備が網羅的に把握されているか、また、その評価結果が適切かどうかの検討を行った。

特に、影響度大の事案については、本市及び市民に大きな損失を生じさせかねないものもあることから、①不備を組織が認識した後、早期に不備が改善され影響を最小限に抑えていること、②再発防止に向けて組織的にソフト・ハードの対策がなされていることといった観点から、当該不備が重大な不備に該当しないかどうかの検討を行った。

その結果、不備の認識は適正になされ、不備に関する改善策は適切に対応策が講じられるとともに、報告書に具体的に記載された影響度大の事案については、重大な不備に該当するものはなく、評価結果に係る記載は、相当であると認められる。

当年度に把握した過年度に執行された交通局市バス営業所の財務に関する事務（手当の支給事務）については、経済的影響並びに社会的影響を鑑みて、重大な不備に該当するとした評価結果に係る記載は、相当であると認められる。

また、報告書の附属資料（33～34 ページ）「Ⅳ 内部統制の進捗等」に記載のとおり、前年度の審査意見を踏まえた取組の進捗についても確認できたことから、評価手続に係る記載はおおむね相当であると認められるが、次の意見について留意されたい。

### ○ 意 見

#### ア 内部統制制度の継続的な取組

内部統制制度は令和2年度から実施され、職員に定着してきているところであるが、今後さらに内部統制制度が有効に機能していくためには、組織的な日々の取組の継続が不可欠である。

そのためには、内部統制の仕組みを日常の業務に組み込み、職員に過度な負担がなく内部統制に取り組める環境が重要であり、内部統制評価におけるリスク評価シートや自主監査における自主監査チェックシートを業務の引継や所属内研修で使用するなど、日常業務の中で効果的に活用することの検討を進め、業務改善につなげられたい。

また、その検討にあたっては、重要性の高いリスクに優先的に取り組み、総務省のガイドラインの内容も踏まえたチェック項目の取捨選択等を継続的に行うなど、効率的な運用が図れるよう配慮されたい。

#### イ ICTの積極的な活用

影響度大の不備事案の内容を見ると、単純な判断の誤りや不注意等による不備は、多様で複雑な窓口での業務で発生しているケースが多い。

不備の早期発見や再発防止の観点から、実務担当者の意見を取り入れた業務システムの不断の見直しが効果的であると考えられる。

現在取り組んでいるk i n t o n e（キントーン）や生成AIなどのICTの積極的な活用によ

り、事務の効率化や確実性の向上はもとより、事故・不正の防止に向けて、引き続き研究を進められたい。